

議 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 7 年 3 月 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成27年3月2日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の施政方針
日程第5	議席の一部変更
日程第6	議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正について
日程第7	議案第3号 岩出市行政手続条例の一部改正について
日程第8	議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
日程第9	議案第5号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第6号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第8号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正について
日程第13	議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正について
日程第14	議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止について
日程第15	議案第11号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第12号 岩出市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第18	議案第14号 岩出市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
日程第19	議案第15号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
日程第20	議案第16号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第21	議案第17号	ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定について
日程第22	議案第18号	旧和歌山県議会議事堂管理条例の制定について
日程第23	議案第19号	平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）
日程第24	議案第20号	平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第25	議案第21号	平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第22号	平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
日程第27	議案第23号	市道路線の認定について
日程第28	議案第24号	那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について
日程第29	議案第25号	和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務の受託について
日程第30	議案第26号	平成27年度岩出市一般会計予算
日程第31	議案第27号	平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第32	議案第28号	平成27年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第33	議案第29号	平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第34	議案第30号	平成27年度岩出市下水道事業特別会計予算
日程第35	議案第31号	平成27年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第36	議案第32号	平成27年度岩出市水道事業会計予算
日程第37	議案第33号	岩出市公平委員会委員の選任について
日程第38	議案第34号	岩出市公平委員会委員の選任について
日程第39	議案第35号	岩出市公平委員会委員の選任について

開会

(9 時 30 分)

○井神議長 おはようございます。

議場内では、録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成27年第1回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の施政方針、議席の一部変更、議案第2号から議案第32号までの議案31件につきましては、提案理由の説明、議案第33号から議案第35号までの議案3件につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○井神議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、松下 元議員及び田畑昭二議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○井神議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○井神議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり議案34件と報告1件であります。

次に、平成26年第4回定例会から平成27年第1回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成26年度和歌山県市議会議長会第3回総会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 平成26年度和歌山県市議会議長会第3回総会について報告いたします。

平成27年2月12日木曜日、田辺市のホテルハーヴェスト南紀田辺で第3回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、新任正副議長の紹介では、御坊市議会の正副議長の紹介、和歌山県市議会議長会長である和歌山市議会議長の挨拶、開催市議長の田辺市議会議長の挨拶、開催市の田辺市長の挨拶、15年以上・10年以上の永年勤続職員の表彰、引き続いて、田辺市議会議長の進行で議事が進められました。

報告事項につきまして、前回の議長会総会から今回の議長会総会までの会務報告、協議事項につきまして、平成27年度和歌山県市議会議長会関係役員市の内定について協議を行い、和歌山県市議会議長会会長、近畿市議会議長会支部長、全国市議会議長会理事に和歌山市、和歌山県市議会議長会副会長、近畿市議会議長会理事、全国市議会議長会評議員に有田市と新宮市、和歌山県市議会議長会監事に海南市と紀の川市、全国市議会議長会地方行政委員に岩出市、全国市議会議長会議員共済会代議員に橋本市と海南市、全国市議会議長会議員共済会審査会委員に紀の川市、全国広域連携市議会協議会会長兼理事に海南市、全国広域連携市議会協議会理事に橋本市の内定を行いました。

最後に、平成27年度和歌山県市議会議長会第1回総会の開催市と開催期日について協議を行い、第1回の開催市につきましては新宮市で、開催期日につきましては、平成27年7月31日金曜日に開催することを決定し、平成26年度和歌山県市議会議長会第3回総会を閉会いたしました。

以上です。

○井神議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の施政方針

○井神議長 日程第4 市長の施政方針を願います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

春暖の候、議員の皆様には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援とご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本日、平成27年第1回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様

におかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

本定例会に上程しております、平成27年度一般会計当初予算案を初めとする諸案件のご審議をいただくに当たり、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げます。

さて、我が国の経済は、これまでの経済政策の推進により、好循環が生まれ始め、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さが見られています。

地域ごとで景気回復にばらつきが見られ、地方においては、経済政策の効果が十分に進展していない状況にあります。

平成27年度当初予算については、編成作業中の昨年11月に、本年10月からの消費税率引き上げの延期が表明されましたが、経済対策や社会保障と税の一体改革の詳細な対応内容が明確にされておらず、また、1月には地方創生関連の事業が発表されるなど、国の動向を注視しながら非常に困難な編成作業となりました。

そうした中、市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて、年々多様化する市民ニーズに対応していかなければなりません。

平成27年度は、市道根来安上線、公共下水道第3次計画区域等主要プロジェクトの完成、「紀の国わかやま国体・大会」という全国規模のイベントが行われます。

市制施行10年目の節目の年を迎えるに当たり、引き続き「健全財政の堅持」を財政運営の軸とし、市の将来像の実現に向け、これまで取り組んできた「防災・災害対策」「浸水対策」「下水道整備」及び「紀の国わかやま国体・大会」の開催に加え、新たに「観光振興」「学力向上」に重点を置いた予算を計上いたしました。

また、国の補正予算における「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用した、平成26年度3月補正予算と一体的にとらまえた結果、一般会計当初予算案は154億6,123万円で、対前年度比1.2%の増となり、特別会計などを含めた当初予算総額は308億3,215万円で、対前年度比5%増の予算となりました。

なお、現在、国において、平成27年度予算、予算関連法案が審議されているところであり、市の予算編成時において、国・県の方針が明確でないものもあることから、必要に応じ、補正予算での対応も必要かと考えております。

続いて、主な施策の概要について申し上げます。

まず、紀の国わかやま国体についてであります。本市においては、ハンドボール、バドミントン、ボウリングの3種目を開催すべく、リハーサル大会の開催を初め、ボランティアの募集、各種啓発活動等の準備を進めてきたところです。本番ま

での期間、これまで取り組んできた準備を前提に、県及び競技団体との綿密な調整・協議を行うとともに、市民の皆さん方への周知・啓発に努め、参加した全ての人の心に残る国体となるよう、鋭意取り組んでまいります。議員各位におかれましても、ご支援、ご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、本市のまちづくりの基本となる「第2次岩出市長期総合計画・後期基本計画の策定」についてであります。平成26年度より実施している前期基本計画の総括と市民ニーズ等に基づき、平成28年度以降の5カ年の市が取り組むべき施策の方向性について定めてまいります。

次に、地方創生（岩出市人口ビジョン及び総合戦略）についてであります。まち・ひと・しごと創生法（地方創生）第10条の規定により、平成27年度中に、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定いたします。策定に当たっては、総合戦略策定推進会議を設置し、地域の特性や課題を踏まえて、ひと・まち・しごと創生に関する目標、講ずべき施策に関する基本的方向及び施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項について定めてまいります。

次に、防災対策についてであります。住民の自助・共助の意識高揚を図るため、毎年開催している地域防災訓練を平成27年度は9月6日の日曜日に、市内7会場にて実施する計画であります。市民の皆様が多数参加いただけるよう訓練内容の充実に努めてまいります。

次に、固定資産税の課税地積についてであります。平成3年度に着手した地籍調査事業が、昨年末において市内全域で完了したことから、税の公平性を図るため、これまで地籍調査前の面積で課税していた土地についても、平成27年度からは、地籍調査後の面積で課税いたします。

次に、社会保障・税番号制度の導入についてであります。本年10月から国民の一人一人に、12桁の個人番号が記載された通知カードが郵送されます。また、平成28年1月から、市民の方の希望に基づく申請手続に応じて、通知カードと引きかえに個人番号カードの交付が始まることから、遺漏のないよう事務を進めてまいります。

次に、子育て支援施策についてであります。急速な少子化の進行と子育て支援に対する多様なニーズに対応する施策の方向性を定めた子ども・子育て支援事業計画に基づき、総合的・計画的に子育て支援策を推進してまいります。そのため、新たに（仮称）子育て支援課を創設し、子育て支援体制の強化を図ってまいります。

次に、人権行政についてであります。何よりも人権が尊重され、人権侵害の起

こることのない社会づくりを推進するため、平成26年度に実施した人権に関する市民意識調査の結果を踏まえ、岩出市人権施策基本方針の改定に取り組んでまいります。

次に、地域福祉についてであります。住民がお互いに助け合い、安心して暮らすことができる地域社会づくりを推進するため、ともに助け合い、支え合う地域福祉の理念や社会的弱者を地域で支援する方向性を示す地域福祉計画の策定に取り組んでまいります。

次に、障がい者施策についてであります。全ての人がともに生きていける共生社会の実現に向け、障害者総合支援法等に基づき、引き続きサービスの充実に努めるとともに、平成28年4月に施行される障害者差別解消法に係る対応を検討してまいります。

次に、生活保護についてであります。引き続き関係機関と連携して適切なケースワークを行い、自立を支援するとともに、不正受給の防止及び医療の適切な受診を図り、生活保護制度の適正な運営に努めてまいります。また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、これまで制度のはざまに置かれてきた生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階の自立を支援してまいります。

次に、ごみの減量化についてであります。家庭系可燃ごみのさらなる減量化につなげられるように、引き続き、集団資源回収奨励金制度などの各施策を推進するとともに、昨年から実証事業として試行してきた小型家電回収事業を本格的に実施してまいります。また、増加する事業系ごみ排出者には、減量化・資源化への理解と協力が得られるよう、昨年創設したエコショップ・エコオフィス認定制度への登録を呼びかけてまいります。

次に、市民の健康づくり対策についてであります。市では、がんの早期発見と早期治療により、がん死亡の減少を図るため、女性特有のがん検診や働く世代の大腸がん検診を初め、各種がん検診を実施しているところであります。これまで、市民への受診啓発や協力医療機関の拡大等により受診率の向上を図ってきたところでありますが、平成27年度では、個別肺がん検診において、一定の要件に該当する方を対象に、新たにCT検査の実施を計画しております。市といたしましては、今後も引き続き保健事業を推進し、より精度の高い検診の提供により、受診率やがん発見率の向上に努めるなど、市民の健康保持・増進と死亡率減少に取り組んでまいります。

次に、子ども医療費助成事業についてであります。これまで国に対して新たな

制度創設を要望してまいりましたが、現時点において実現に向けた見通しは立っておらず、一方、各自治体独自による制度設計のもと、事業展開されているところであり、その内容はさまざまであることから、子育て世代間での不公平感が広がっている状況であります。市といたしましては、子育て支援施策として実施してきた事業であり、また、子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行されることや高齢者の医療費負担とのバランス等を考慮し、当該助成事業の所得制限を撤廃した上で、現行の未就学児の入・通院及び小学生の入院に係る医療費負担から、小・中学生の通院、中学生の入院まで制度拡充を行うべく、本議会に係議案を上程しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、国民健康保険事業についてであります。持続可能で安定的な事業運営を行うため、市民の健康意識の向上と疾病予防を目的とした特定健診や人間ドック、脳ドックなどの健診事業を推進し、市民の健康づくりを支援するとともに、医療費の削減に向けた取り組みを進めてまいります。また、国保会計の健全化を図るため、国保税の徴収強化や滞納整理を徹底するなど、財源確保に努めてまいります。

次に、那賀老人福祉施設「白水園」の民営化についてであります。これまで、平成28年4月移管に向け、移管検討委員会において準備を進めているところで、本年2月6日には施設の起工式が行われたところであります。今後も引き続き、那賀老人福祉施設組合及び構成市である岩出・紀の川両市において、受け入れ法人である社会福祉法人光栄会と業務の引き継ぎ等、開園に向け協議を行ってまいります。

また、当該組合の解散に際しては、和歌山県知事の許可を要することから、事務承継に関する規定を、那賀老人福祉施設組合規約に追加する必要があるため、本議会に組合規約の変更に関する協議の議案を上程しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、高齢者福祉についてであります。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、安否確認や緊急時の対応等見守り体制の充実を図るため、引き続き、高齢者の安全・安心の確保と地域住民の支え合いにつながる体制づくりに取り組んでまいります。

次に、介護保険事業についてであります。平成27年度から介護保険法が改正され、介護が必要な状態になっても、誰もが住みなれた地域で、生きがいを持って暮らすことができるよう、医療、介護、予防、生活支援サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めてまいります。

また、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする第1号被保険者の介護保

険料についてであります。第6期介護保険事業計画等作成委員会において、昨年度から高齢者の伸び率や要介護認定者数の推計、介護サービス事業量の見込み等について慎重審議を重ね、1人当たりの保険料基準額を月額5,233円とされたところであり、本議会に議案を上程しておりますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、道路事業についてであります。道路渋滞対策事業として、京奈和自動車道（仮称）岩出インターチェンジへのアクセス道路となる市道根来安上線を紀の国わかやま国体・大会の開催に合わせ、本年8月の完成に向け、また、防災・災害対策事業として、クリーンセンターや火葬場への進入路となる市道押川根来線を平成27年度末完成に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

また、交通安全対策事業につきましては、交差点改良事業として市道水栖西国分1号線の西国分地区において測量設計業務を、歩道設置事業として市道山水栖線の各地区において測量設計業務と整備工事を、また、市道野上野中迫線においても整備工事を行い、歩行者並びに通学路の安全確保に取り組んでまいります。

次に、浸水対策事業についてであります。高瀬地区において、北川排水路のボトルネックを解消するための測量詳細設計業務を実施してまいります。また、山崎地区の対策につきましては、現在、進めている自然流下による計画では、既設のポンプも併用せざるを得ないことから、他のより効果的な事業手法等を再考しているところであり、最適な方針が決まり次第、早急に取り組んでまいります。なお、これらの取り組みのほか、排水ポンプ車を活用し、浸水被害の解消、軽減を図ってまいります。

次に、岩出市住宅耐震化促進事業についてであります。南海トラフ巨大地震などの震災に対し、住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、平成26年度に引き続き旧基準の木造・非木造住宅を対象に、耐震診断や耐震改修、現地建てかえ等に対する補助を実施し、住宅の耐震化を推進してまいります。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。平成26年度から造成工事に着手し、平成27年度では、展示館、物販・飲食施設、駐車場の建設工事を行い、紀の国わかやま国体に合わせて供用開始を目指してまいります。

次に、地籍調査事業についてであります。昨年末で市内全域の調査事業が完了いたしました。平成27年度は、数値情報化事業として、地籍図や地籍簿等の情報を有効に利用するため、地籍調査結果のデータ化を図ってまいります。

次に、下水道事業についてであります。トイレの水洗化、生活環境の改善、公

共用水域の水質保全を図るため、また、より多くの市民の皆様に公共下水道をご利用いただけるよう、計画的に下水道整備を進めているところであります。平成27年度は1次・2次・3次認可区域の整備完了を目指すとともに、さらに4次認可区域の整備に新規着手し、市内63ヘクタールの整備を進めてまいります。また、下水道事業の効率的・安定的な運営のため、供用開始区域内の市民の皆さんに早期に接続していただくことが重要であることから、下水道工事着手前から接続のPRを行い、より一層の普及促進に努めてまいります。

次に、水道事業についてであります。給水戸数は若干増加しているものの、1戸当たりの使用量は減少しており、給水収益の減収が予測される中、給水コストの削減を初め、漏水調査など有収率の向上を図るための諸施策を講じ、効果的な水道事業の経営に努めているところであります。中でも、平成26年度から策定に取り組んでいる水道ビジョンでは、持続、安全、強靱の観点から、推進方策を具体的に示し、体制の構築を行ってまいります。

なお、中島新浄水場についてであります。完成に向けての最終年度となるため、取水ポンプ、電気設備等の整備に取り組んでまいります。今後も、安全・安心でおいしい水の安定供給に向け、各事業を進め、水道事業の健全経営に取り組んでまいります。

次に、教育委員会関係についてであります。まず、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、本年4月1日から新しい教育委員会制度がスタートします。このことに伴い、教育委員会による総合教育会議を首長が開催し、教育の振興に関する施策等の大綱を策定することとなっており、現在、関係部署において準備を進めているところであります。

また、新教育委員会制度では、教育委員長と教育長が一本化され、議会の承認を得て首長が任命する新しい教育長が誕生することになっておりますが、改正法附則第2条第1項の規定により、現教育長の任期である平成29年3月31日まで、現行の体制で教育行政を推進してまいります。

なお、この法律の改正に伴い、岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正等の関係議案を本議会に上程しておりますので、ご審議いただけますようお願い申し上げます。

次に、学校教育についてであります。本市の学校教育では、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒の育成を目指し、鋭意努力しているところであります。中でも、本市教育の最大の課題を学力向上であると捉え、4月実施の全国学力・学習

状況調査及び岩出市学力テストと、12月実施の県学習到達度調査を学力向上のための改善サイクルとして位置づけ、効果的運用を図るとともに、中学校では土曜学習教室を開催するなど、児童・生徒の学力向上に向け、諸施策を実施してまいります。

次に、青少年の健全育成の推進についてであります。次代を担う青少年が心身ともに健全に育つために、家庭・学校・地域・行政が一体となり、関係機関・各種団体との連携を強化しながら、地域ぐるみで子供たちを育む取り組みを進めてまいります。また、子供たちを交通事故等から守り、青少年が犯罪に巻き込まれることのないよう、青色パトロールの巡回や通学路に設置している子ども見守りカメラの運用とともに、休業中の街頭補導や登下校時のあいさつ運動、見守り活動などを継続実施し、犯罪抑止の強化に努めてまいります。

次に、生涯学習の推進についてであります。市民一人一人が生きがいを持って、豊かな人生を送ることができるまちづくりに向けて、学習者の主体性を尊重した生涯学習を推進し、「いつでも、どこでも、誰でも学べる」「共に生き、共に学ぶ」ための環境を整備するとともに、各種講座や教室等を開催してまいります。

次に、生涯スポーツの推進についてであります。市民の健康増進、体力向上を図り、スポーツに対する理解と関心を高めるため、体育協会やスポーツ少年団などの育成強化を図りながら、スポーツ・レクリエーションの振興とスポーツ事業の推進に取り組んでまいります。

次に、文化・芸術の振興についてであります。創造性ある文化の薫り高いまちづくりに向けて、文化・芸術活動の活性化を図るため、文化団体等への支援育成とともに、文化祭などの事業充実に取り組んでまいります。

次に、歴史・伝統文化の振興についてであります。根来寺を初めとする地域の歴史や文化を伝える貴重な文化遺産については、関係機関等と連携・協力し、保存・活用に努めてまいります。また、根来の子守唄などの伝統文化につきましては、その継承とともに郷土に愛着と誇りを持たせる「ふるさと教育」の推進を図ってまいります。

次に、岩出図書館についてであります。子供の人格形成の基礎を築く上での重要な読書活動の活性化を図るため、昨年9月から週1回、市内小学校図書館に学校司書を派遣しているところであります。平成27年度からは中学校図書館にも派遣を拡充し、学校との連携を図りながら、積極的に読書活動の推進に取り組むとともに、学習支援に努めてまいります。

次に、民俗資料館についてであります。現在、旧和歌山県議会議事堂（一乗

閣）が修復移転工事と並行して、その隣接地に、史跡根来寺境内のガイダンス施設を兼ねる埋蔵文化財の出土品を中心に展示する「ねごろ歴史資料館」の建設を進めております。そのため、現在の民俗資料館の特色化及び活性化を図り、根来寺関連の資料や根来塗などの展観事業の充実や生涯学習施設としての活用を推進してまいります。

以上、市政運営における所信の一端と新年度における主な施策の概要を申し上げましたが、議員並びに市民の皆さんのご理解とご支援を心からお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

○井神議長 これで市長の施政方針を終わります。

市長の施政方針につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 議席の一部変更

○井神議長 日程第5 議席の一部変更の件を議題といたします。

松下議員の議長辞任に伴い、議席の一部を変更いたしたいと思います。その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○事務局 井神慶久議長、10議席から1番議席に、松下 元議員、1番議席から9番議席に、田畑昭二副議長、9番議席から10番議席に。

以上です。

○井神議長 お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部を変更することに決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩時間中に議席の名前札を変更いたしますので、再開後は、ただいま決定いたしました議席に、それぞれご着席をお願いいたします。

10時20分から再開いたします。

休憩 (10時10分)

再開 (10時20分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正について～

日程第36 議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算

○井神議長 日程第6 議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正の件から日程第36 議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算の件までの議案31件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いする案件につきましては、条例案件が17件、平成26年度補正予算の案件が4件、市道路線認定の案件が1件、一部事務組合規約の変更に関する協議の案件が1件、事務の受託に関する案件が1件、平成27年度当初予算案件が7件の計31件であります。

まず、条例案件についてご説明を申し上げます。

議案第2号 岩出市公告式条例の一部改正についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第3号 岩出市行政手続条例の一部改正についてであります。行政手続法の一部改正に伴い、同法の趣旨にのっとり所要の改正をするものであります。

次に、議案第4号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、制定するものであります。

次に、議案第5号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う所要の改正のほか、選挙管理委員会の委員長及び委員並びに監査委員の報酬額を改定するとともに、新たに設置する委員等の報酬額を定めるものであります。

次に、議案第6号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてであります。新たに任用する臨時的任用職員の賃金の額を定めるものであります。

次に、議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。職員の特殊勤務手当の一部を廃止するものであります。

次に、議案第8号 岩出市教育委員会委員定数条例の一部改正についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第9号 岩出市立保育所設置条例の一部改正について及び議案第10号 岩出市保育の実施に関する条例の廃止についてであります。児童福祉法の一部改正及び子ども・子育て支援法の制定に伴い、所要の改正及び廃止をするものであります。

次に、議案第11号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。医療費の支給対象となる子供を中学校卒業までの子供とするなど、子育て支援施策の拡充を図るものであります。

次に、議案第12号 岩出市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。和歌山県のひとり親家庭医療費に係る補助制度の改正などに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第13号 岩出市介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険法の規定に基づく3年に一度の事業計画の見直しに伴う保険料の改定のほか、介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第14号 岩出市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、議案第15号 岩出市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について及び議案第16号 岩出市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。介護保険法及び関係省令の一部改正に伴い、制定及び所要の改正をするものであります。

次に、議案第17号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の制定について及び議案第18号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の制定についてであります。これらの施設の設置や管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

以上が条例案件でございます。

続いて、平成26年度の補正予算案件についてご説明申し上げます。

議案第19号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第5号）についてであります。既決の予算総額に6,647万円を追加し、補正後の予算の総額を162億424万4,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、地域整備事業費負担金のほか、地域住民生活等緊急支援

のための交付金を初めとする事業採択に伴う追加交付金や事業費の増減に対する国県支出金等の事業財源などについて、補正するものであります。

一方、歳出では、退職手当特別負担金のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定業務委託料、子ども医療扶助費、私立保育園運営費、浄化槽設置整備事業補助金、青年就農給付金、岩出市商工会補助金、土木費における測量設計委託料や工事請負費、那賀消防組合負担金、中学校に係る学校管理費と公民館費における工事請負費、基金積立金などについて補正するものであります。

次に、議案第20号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に5,875万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を55億9,877万7,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では、前期高齢者交付金と一般被保険者延滞金について、歳出では、一般被保険者に係る療養給付費と高額療養費のほか、平成25年度における特定健康診査・保健指導負担金の精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第21号 平成26年度岩出市介護保特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額から902万7,000円を減額し、補正後の予算の総額を29億1,815万8,000円とするものであります。

主な内容は、歳入では一般会計繰入金について、歳出では介護保険システム改修委託料について補正するものであります。

次に、議案第22号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。繰越明許費について補正するものであります。

以上が平成26年度の補正予算案件であります。

次に、議案第23号 市道路線の認定についてであります。開発行為による帰属道路6路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号 那賀老人福祉施設組合理約の変更に関する協議についてであります。解散時における事務承継に関する規定を当該組合理約に追加することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号 和歌山県と岩出市の旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務の受託についてであります。旧和歌山県議会議事堂の管理に関する事務を和歌山県から受託することについて、議会の議決を求めるものであります。

続いて、平成27年度の当初予算案件についてご説明申し上げます。

議案第26号 平成27年度岩出市一般会計予算についてであります。当初予算額

を154億6,123万円とし、前年度当初予算対比で、率にして1.2%の増、金額にして1億8,138万円の増額とするものであります。

次に、議案第27号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計予算についてであります。当初予算額を63億7,550万2,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして16.7%の増、金額にして9億1,176万4,000円の増額とするものであります。

次に、議案第28号 平成27年度岩出市介護保険特別会計予算についてであります。当初予算額を27億9,242万8,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして1.6%の減、金額にして4,554万2,000円の減額とするものであります。

次に、議案第29号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。当初予算額を6億5,154万1,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして1%増、金額にして669万3,000円の増額とするものであります。

次に、議案第30号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計予算についてであります。当初予算額を31億8,749万7,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして0.6%の減、金額にして2,022万9,000円の減額とするものであります。

次に、議案第31号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計予算についてであります。当初予算額を3,167万7,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして23.5%減、金額にして974万8,000円の減額とするものであります。

次に、議案第32号 平成27年度岩出市水道事業会計予算についてであります。当初予算の収益的収入額を10億1,980万4,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして22.3%の減、金額にして2億9,252万9,000円の減額とするものであります。また、収益的支出額を9億806万円とし、前年度当初予算対比で、率にして25.4%の減、金額にして3億887万1,000円の減額とするものであります。

一方、資本的収入額は2億6,562万5,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして228.2%の増、金額にして1億8,468万1,000円の増額とするものであります。また、資本的支出額を14億2,422万3,000円とし、前年度当初予算対比で、率にして110.2%の増、金額にして7億4,667万9,000円の増額とするものであります。

以上、各議案についてご説明いたしましたが、いずれも重要案件でございますので、慎重、審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○井神議長 これで、市長の提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第37 議案第33号 岩出市公平委員会委員の選任について～

日程第39 議案第35号 岩出市公平委員会委員の選任について

○井神議長 日程第37 議案第33号 岩出市公平委員会委員の選任の件から日程第39 議案第35号 岩出市公平委員会委員の選任の件までの議案3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○中畑副市長 ただいま議題となりました議案について、ご説明申し上げます。

議案第33号 岩出市公平委員会委員の選任についてであります。現委員の藤井孝章氏が、平成27年3月22日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き岩出市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第34号 岩出市公平委員会委員の選任についてであります。現委員の山中典朝氏が、平成27年3月22日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き岩出市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第35号 岩出市公平委員会委員の選任についてであります。現委員の大西三郎氏が、平成27年3月22日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き岩出市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○井神議長 これより質疑に入ります。

議案第33号から議案第35号までの議案3件に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第33号から議案第35号までの議案3件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号から議案第35号までの議案3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号から議案第35号までの議案3件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

議案第33号 岩出市公平委員会委員の選任の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第33号に対する討論を終結いたします。

議案第33号を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり同意されました。

議案第34号 岩出市公平委員会委員の選任の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第34号に対する討論を終結いたします。

議案第34号を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり同意されました。

議案第35号 岩出市公平委員会委員の選任の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第35号に対する討論を終結いたします。

議案第35号を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。次の会議は3月6日金曜日、午前9時30分から開くことに
ご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、3月6日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。
どうもご苦労さまでした。

散会

(10時45分)